

日本線虫学会細則

[事務局]

第1条 日本線虫学会の事務局は評議員会が定める。

[会費]

第2条 本学会会員の年会費は以下のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は、4,000円とする。ただし、学生会員の会費は、指導教官の在籍証明書を提出した場合に限り2,000円とすることができる。
- (2) 団体会員の会費は4,000円とする。
- (3) 賛助会員の会費は10,000円とする。
- (4) 海外在住の会員の会費は、評議員会で適当と認めた額とする。

[会務の分担]

第3条 庶務幹事は以下の会務を分担する。

- (1) 会員名簿の整理
- (2) 会員の入退会
- (3) 集会に関する事項
- (4) 議案・報告に関する事項
- (5) 会誌その他出版物の配布
- (6) 事業その他の企画に関する事項
- (7) 記録の整理・保管
- (8) 文書の発送・受領
- (9) 外部との折衝
- (10) 図書・雑誌の整理・保管
- (11) その他庶務に関する事項

第4条 会計幹事は以下の会務を分担する。

- (1) 会費・購読料の徴収
- (2) 現金の出納・保管
- (3) 物品の購入・売却
- (4) 会計帳簿・書類等の整備
- (5) 予算・決算に関する事項
- (6) 図書・雑誌を除く物品の保管
- (7) その他会計に関する事項

第5条 編集幹事は以下の会務を分担する。

- (1) 編集委員会に関する事項
- (2) 原稿の整理・保管
- (3) 会誌その他出版物の刊行に関する事項
- (4) 投稿規定に関する事項
- (5) その他の編集に関する事項

[編集委員会]

第6条 編集委員会は日本線虫学会誌その他の出版物の企画、編集及び刊行を行う。

- 2 編集委員会は編集委員と編集委員長をもって構成する。
- 3 編集委員は、15名以内とし、会長が委嘱する。任期は2年とし、再任は妨げない。
- 4 委員長は、編集委員の互選により決定する。

[会誌]

第7条 日本線虫学会誌には、線虫に関する報文、本会記事、その他編集委員会が適当と認めた事項を掲載し、年2回発行する。

第8条 会誌その他出版物は、評議員会の議を経て、寄贈、交換またはその他の処置をすることができる。

[細則の改廃]

第9条 本細則の改廃は、評議員会の承認と総会における出席会員の過半数の賛成を必要とする。

付則

本細則は、2000年1月1日より施行する。